

鎌倉市告示第 287 号

鎌倉市市税条例（平成 27 年 12 月条例第 27 号）第 13 条第 4 項の規定に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び鎌倉市市税条例に基づく申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が平成 30 年 9 月 6 日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

平成 30 年 11 月 12 日

鎌倉市長 松尾 崇



都道府県名	指定地域
北海道	勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町